

平成29年4月24日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽**役員への貸付金の免除  
—源泉徴収が必要な場合があります—**

平成29年2月8日、広島高裁は最高裁からの審理の差し戻し（平成27年10月8日）を受けて、青果荷受組合（以下「組合」といいます。）が理事長に行った貸付金の免除に係る債務免除益に対し源泉徴収義務が生じるか否かが争われた事件について判決を下しました。

一審、二審では組合に源泉徴収義務は生じないとされましたが、この差し戻し審では理事長の資産が、この債務免除を受けた組合からの借入金（＝役員への貸付金；以下「本件債務免除」といいます。）以外の負債を上回る部分について源泉徴収の対象となるとしました。

**◎ 当初の税務署の処分**

平成19年組合は理事長に対する貸付金（48億円）を免除しました。（「本件債務免除」）これに対し税務署は、理事長の負債、資産状況によれば本件債務免除当時、理事長が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であったとはいえず、本件債務免除益は経済的利益として理事長への賞与に該当するとして、組合に源泉所得税の納税告知処分（18億円）を行いました。

組合はこれを不服としました。

**◎ 裁判の争点、地裁、高裁、最高裁の判断**

裁判の争点は、

- ① 本件債務免除益が賞与（給与）に該当するか、
- ② 給与に該当する場合、債務者が「資力を喪失して債務の弁済が著しく困難である場合」に債務免除益を収入金額に算入しない旨の所得税法の通達を適用すべきか、  
という点でした。

- ・地裁（一審）では争点②につき収入金額に算入すべきでないとして、源泉徴収義務を否定。
- ・高裁（二審）では争点①につき給与に該当しないとして、源泉徴収義務を否定。
- ・最高裁では争点①につき給与に該当するとして、争点②の審理のため高裁に差し戻し。

**◎ 差し戻し審の事実認定、判断**

本件債務免除当時の理事長の負債は52億円（本件債務以外の負債4億円）、資産は17億円と認められ、資力を喪失して本件債務全額を弁済することが著しく困難と認められる。

しかし本件債務免除（48億円）により、資産（17億円）は負債（52億円－48億円＝4億円）を上回ることとなる。

この上回る部分の金額13億円（17億円－4億円）は理事長の経済的利益となり、この部分は債務を弁済することが著しく困難とはいえない。

従って、この上回る部分の金額13億円は賞与として、源泉所得税の計算上、給与の収入金額に算入すべきであり、組合には5億円の源泉徴収義務が発生する。（文中、億円未満の端数は省略）